	技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下のもの	最高出力が百三十五キロワットを超えるもの	―	―	七十八デシベル
		最高出力が百三十五キロワット以下のもの	―	―	七十七デシベル
	技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下のもの		―	―	七十四デシベル
	技術的最大許容質量が二・五トン以下のもの		―	―	七十二デシベル
専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超える普通自動車及び小型自動車（いずれも二輪自動車及び三輪自動車を除く。）	技術的最大許容質量が五トンを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	―	―	八十デシベル
		最高出力が百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	―	―	七十八デシベル
		最高出力が百五十キロワット以下のもの	―	―	七十六デシベル
	技術的最大許容質量が三・五トンを超え、五トン以下のもの	最高出力が百三十五キロワットを超えるもの	―	―	七十五デシベル
		最高出力が百三十五キロワット以下のもの	―	―	七十五デシベル
	技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下のもの		―	―	七十四デシベル
	技術的最大許容質量が二・五トン以下のもの		―	―	七十二デシベル
専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車及び小型自動車（いずれも二輪自動車及び三輪自動車を除く。）	ＰＭＲが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Ｒポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のもの		―	―	七十五デシベル
	ＰＭＲが百六十を超えるもの（ＰＭＲが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Ｒポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のものを除く。）		―	―	七十五デシベル
	ＰＭＲが百二十を超え、百六十以下のもの		―	―	七十三デシベル
	ＰＭＲが百二十以下のもの		―	―	七十二デシベル

三輪の小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供するものを除く。）	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	八十三デシベル	九十九デシベル	八十二デシベル
		すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	八十二デシベル	九十九デシベル	八十一デシベル
	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	八十デシベル	九十八デシベル	八十一デシベル
		すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	七十九デシベル	九十八デシベル	八十デシベル
	車両総重量が三・五トン以下のもの		七十四デシベル	九十七デシベル	七十六デシベル
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの		七十二デシベル	百デシベル	七十六デシベル
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの		七十二デシベル	九十六デシベル	七十六デシベル
二輪の小型自動車	側車付二輪自動車		七十二デシベル	九十四デシベル	七十三デシベル
	側車付二輪自動車以外のもの	ＰＭＲが五十を超えるもの	―	―	七十七デシベル
		ＰＭＲが二十五を超え、五十以下のもの	―	―	七十四デシベル
		ＰＭＲが二十五以下のもの	―	―	七十三デシベル
二輪の軽自動車	側車付二輪自動車		七十一デシベル	九十四デシベル	七十三デシベル
	側車付二輪自動車以外のもの	ＰＭＲが五十を超えるもの	―	―	七十七デシベル
		ＰＭＲが二十五を超え、五十以下のもの	―	―	七十四デシベル